

生活福祉委員会記録

○開催日時

平成31年3月8日 午前10時～午後1時46分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（8人）

委員長 中 島 由美子
副委員長 森 満 晃
委員 福 田 俊一郎
委員 川 畑 善 照

委員 永 山 伸 一
委員 新 原 春 二
委員 福 元 光 一
委員 成 川 幸太郎

○その他の議員

議員 杉 菌 道 朗
議員 持 原 秀 行
議員 井 上 勝 博
議員 帯 田 裕 達

議員 石野田 浩
議員 落 口 久 光
議員 今塩屋 裕 一
議員 松 澤 力

○説明のための出席者

市民福祉部長 上大迫 修
保険年金課長 西 田 光 寛
障害・社会福祉課長 有 西 利 朗
社会福祉グループ長 肥 後 洋 子
保護課長 松 尾 和 俊
子育て支援課長 知 識 伸 一

税 務 課 長 道 場 益 男
収 納 課 長 山 口 隆 雄

財政課長代理 大 濱 浩 一

○事務局職員

事務局 長 田 上 正 洋
課 長 代 理 瀬 戸 口 健 一

議 事 調 査 課 長 砂 岳 隆 一
管理調査グループ員 堀之内 孝 充

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第 3 2 号 平成 3 1 年度薩摩川内市一般会計予算 議案第 4 2 号 平成 3 1 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算 議案第 4 5 号 平成 3 1 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算 (所管事務調査)	保 険 年 金 課 (税 務 課) (収 納 課)
議案第 3 2 号 平成 3 1 年度薩摩川内市一般会計予算 議案第 4 4 号 平成 3 1 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算 (所管事務調査)	障 害 ・ 社 会 福 祉 課
議案第 3 2 号 平成 3 1 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第 1 8 号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課

△開 議

○委員長（中島由美子）ただいまから生活福祉委員会を開会いたします。

先ほど、議事調査課長から説明があったとおりで、お手元に配付の審査日程の2ページ、障害・社会福祉課の欄に記載してあるとおり、同課においては介護保険事業特別会計予算の一部を所管しており、審査が残っておりました。ついては、きのう高齢・介護福祉課において介護保険事業特別会計予算の採決を行いました。この採決を取り消した上で、改めて同特別会計予算の審査を行うこととしたいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱うこととします。

それでは、本日の委員会については、お手元の審査日程の順番を入れかえて、障害・社会福祉課から審査を行うこととし、まず、介護保険事業特別会計予算について審査を行うこととしたいと思います。

また、その後、保険年金課の審査に入りたいと思います。ついては、そのように進めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、そのように審査を進めることといたします。

また、ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は委員長において、随時許可します。

△障害・社会福祉課審査

○委員長（中島由美子）それでは、障害・社会福祉課の審査を行います。

△議案第44号 平成31年度薩摩川内市
介護保険事業特別会計予算

○委員長（中島由美子）まず、議案第44号平成31年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）それでは、

予算調書の358ページをお開きください。

事項、権利擁護事業費につきましては、社会福祉協議会の権利擁護センターの運営に係る経費の助成を行っているもので、事業費は2,128万9,000円でございます。

社会福祉協議会の権利擁護センターでは、高齢者や障害者の意思表示能力や生活状況に応じて成年後見制度や福祉サービス利用支援事業等を活用し、財産管理や身上監護を中心とする権利擁護サービスを提供しているところでございます。

次に、事項の任意事業費につきましては、成年後見制度利用支援事業に係る経費でございまして、事業費は80万8,000円でございます。

主なものにつきましては、成年後見制度利用に係る首長申し立て等に要する相続人などの扶養義務者調査などに係る通信運搬費や家庭裁判所への審判請求に係る手数料等の役務費、それと財産等がなく、後見人に対する報酬を支払うことが困難な方へ、その一部を支援する補助金等でございます。

次に、歳入予算について、予算調書の350ページをお開きください。

4款2項4目地域支援事業交付金、3節現年度分（包括支援事業・任意事業）のうち障害・社会福祉課分につきましては、権利擁護事業費の819万6,000円でございます。

次に、354ページをお開きください。

6款3項1目地域支援事業交付金3節現年度分（包括支援事業・任意事業）のうち障害・社会福祉課分につきましては、権利擁護事業費の409万8,000円でございます。

次に、356ページをお開きください。

9款1項1目一般会計繰入金5節地域支援事業繰入金（包括支援事業・任意事業）のうち障害・社会福祉課分は、権利擁護事業費の409万8,000円でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第３２号 平成３１年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第３２号平成３１年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）では、当初予算概要のほうをお手元に準備いただきまして、５４ページをお開きください。概要に基づいて説明させていただきます。

一番下に、女性家庭児童相談事業を掲げておりますが、相談支援等に係ります人件費等が主な経費となっております。

めくっていただきまして、５５ページの上段の母子生活支援施設措置事業につきましては、ＤＶ被害等から避難するため母子生活支援施設への入所措置に係る経費でございます。

続きまして、その中段、生活困窮者自立支援事業につきましては、自立支援のため総合的な支援を行うための経費であり、住居確保から就労準備、学習支援、家計相談等を行うものとなっております。

一番下の欄、プレミアムつき商品券事業につきましては、さきの説明、先日説明もいたしました、消費税、地方消費税率１０％引き上げによりまして、低所得者世帯、子育て世帯への消費に与える影響を緩和するため、プレミアムつき商品券を発行・販売するものでございます。

右側、５６ページの上段、福祉タクシー等利用

助成事業から、めくっていただきまして、５７ページ、中段まで、中段の地域生活支援事業については、市単独あるいは国県補助事業によります扶助費でございます。

下段の障害者相談支援事業は、基幹相談支援センターの運営業務委託でございます。

右側、５８ページになりますが、上段の心身障害児通園事業については、放課後デイサービス事業など、発育・発達や自立、社会参加の支援を行うものというふうになっておるところでございます。

なお、事業概要には記載しておりませんが、後ほど説明もあると思いますけれども、一人暮らし高齢者を対象としている緊急通報体制等の整備につきましては、難病など障害者の対処ができるように運用の拡充を図ったところでございます。

○委員長（中島由美子）引き続き、当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）それでは、予算調書の１４０ページをお開きください。

事項、市民相談事務費につきましては、市民相談及び生活相談に係る経費で、事業費は４１２万８,０００円でございます。

主なものは、消費生活相談員１名の報酬及び無料法律相談業務の委託料でございます。

次に、事項、社会福祉管理運営費につきましては、社会福祉事務及び地域福祉推進事業に係る経費で、事業費は３億２,３３４万３,０００円でございます。

主なものは、社会福祉事務嘱託員等３０６人の報酬、職員１７人分の給与費、社会福祉協議会運営費補助金等でございます。

社会福祉事務嘱託員３０６人のうち、平成３１年度、民生委員の一斉改選が予定されておりまして、これまで１人で４００、５００から６００世帯を担当されていた方の負担を解消するために県に要望し、７名の増員をしていただいたところでございます。

次に、１４１ページをお開きください。

事項、社会福祉施設管理費につきましては、甌島地域にあります本課が所管する社会福祉施設等の維持管理に係る経費で、事業費は１１５万７,０００円でございます。

主なものは、施設の光熱水費及び修繕料等でご

ございます。

次に、生活困窮者自立支援事業費は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談、住宅確保、就労準備支援、学習支援、家計相談事業に係る経費で、事業費は3,132万6,000円でございます。

主なものは、相談支援員3名の報酬及び生活困窮者自立支援4事業の委託料でございます。

次に、142ページをお開きください。

事項、プレミアム付商品券事業費は、本年10月からの消費税率10%引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として商品券を発行し、販売に要する経費でございます。事業費は7億5,482万8,000円でございます。

概要について、委員会資料のほうで説明をいたしますので、委員会資料の20ページをお開きください。

趣旨につきましては、今ほど説明したとおりでございます。

給付対象者、購入限度額については、本会議等で部長が答弁したとおりでございます。総事業費についても、先ほど申したとおりでございます。商品券販売収入を除く事業費につきましては、全額国庫補助となります。事業の流れについても、本会議で部長が答弁したところでございます。

(2)のイをごらんください。数日前に基準日につきまして、2019年6月1日ということで示しておりますが、基準日の6月1日を挟んで以後に生まれた子どもがこの基準日になりますと対象外となり不公平感があるということで、基準日のほうの見直しを国のほうで検討されているということで、ここの基準日については流動的となることを御了解いただきたいと思います。

そのほかのスケジュールとして、詳細は、今後、実施要項等を整備する中で決定してまいります。おおむね商品券の購入引き換え申請の期間は7月から11月、商品券を購入できる期間は10月から2月、商品券を使える期間は10月から3月までということで予定をしているところでございます。

商品券を使える事業所につきましては、大規模店を含め公募した上で決定し、一覧を作成した上、該当者へ周知する予定でございます。

対象外となる商品につきましては、社会通念上、不適切と思われるものということで、金券であったりプリペイドカード、ギャンブル等については不適切であると思われます。これらも要項等の中でまた詳細を決めていくことになります。

次に、予算調書の142ページに戻っていただきまして、事項、一般障害者自立支援事業費につきましては、障害者団体への運営費助成、障害者施設の維持管理、福祉タクシー等利用料助成等に係る経費で、事業費は8,180万4,000円でございます。

主なものは、職員7名、再任用職員1名分の給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料、手をつなぐ育成会運営補助金、福祉タクシー等の利用料助成でございます。

次に、143ページをお開きください。

事項、障害者（児）自立支援事業費につきましては、障害者福祉サービス及び障害福祉サービス利用料助成等に係る経費で、事業費は23億7,708万5,000円でございます。

主なものは、障害認定訪問調査相談業務嘱託員3名、育成医療嘱託医等の報酬、障害者自立支援給付費及び自立支援医療費等でございます。

次に、事項、重度心身障害者医療費助成事業費は、重度心身障害者の医療費助成及び医療費助成申請書回収業務委託に係る経費で、事業費は2億5,838万9,000円でございます。

主なものは、行政事務嘱託員3名の報酬及び重度心身障害者の医療費助成費でございます。

次に、144ページをお開きください。

事項、特別障害者手当等給付事業費は、特別障害者手当等の給付に係る経費で、事業費は4,471万4,000円でございます。

主なものは、嘱託医2名の報酬及び特別障害者手当等給付費に要する経費でございます。

次に、事項、地域生活支援事業費につきましては、相談支援、意思疎通支援、地域活動支援センター、日常生活用具給付費等に係る経費で、事業費は2億23万7,000円でございます。

主なものは、手話通訳業務嘱託員1名の報酬、地域活動支援センター事業及び相談支援事業業務の委託料、日常生活用具等給付費等の扶助費でございます。

次に、145ページをお開きください。

事項、障害児通所支援事業費は、障害児の療育のための児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業等に係る経費で、3億9,060万円でございます。

次に、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費は、小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具給付及び軽度・中等度難聴児補聴器助成事業に係る経費で、事業費は46万6,000円でございます。

次に、146ページをお開きください。

事項、隣保館管理運営費につきましては、隣保館の管理運営に係る経費で、事業費は716万3,000円でございます。

主なものは、入来会館の館長の報酬、それと隣保館の浄化槽管理業務委託等及び入来地域の人権連絡協議会への補助金等でございます。

次に、事項、女性・家庭児童相談費、児童への虐待、女性等へのDVなど、家庭内の相談に係る経費で、事業費は1,113万5,000円でございます。

主なものは、女性家庭生活支援相談員4名の報酬、相談記録等対応ケース管理のための相談システム保守管理委託料等でございます。

次に、147ページをお開きください。

事項、母子生活支援施設設置費は、18歳未満の子どもを養育し、生活上の問題を抱えている母子家庭やDVなどの被害者を入所させ、自立を支援するための入所措置費などに係る経費で、事業費は1,150万円でございます。

次に、事項、災害救助費につきましては、局地災害救助及び災害救助法適用による自然災害等、り災者への援助事務等に係る経費で、事業費は1,357万円でございます。

主なものは、災害弔慰金等扶助、小災害り災者援護措置要綱に基づく見舞金等でございます。

続きまして、歳入予算について、予算調書の31ページをお開きください。

主なものを説明させていただきます。

中ほどの15款1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金、3節児童福祉費負担金、7節生活困窮者自立支援事業費負担金で、14億2,027万7,000円でございます。

主なものは、障害者自立支援医療費及び給付費、児童発達支援センター給付費負担金等ございま

す。

次に、15款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金、6節生活困窮者自立支援事業費等補助金の2億6,655万7,000円の主なものは、プレミアム付商品券事業費補助金でございます。

次に、32ページをお開きください。

16款1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金、3節児童福祉費負担金、6億8,773万2,000円は、先ほど国庫負担分の障害者自立支援医療費及び給付費、児童発達支援センター給付費関係の県負担金でございます。

次に、16款2項2目民生費補助金1節社会福祉費補助金1億4,940万7,000円の主なものは、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、障害者自立支援事業費等補助金でございます。

次に、33ページをお開きください。

17款2項5目有価証券等売払収入1節有価証券売払収入5億3,400万円につきましては、プレミアムつき商品券の売り払い金、対象者は2万6,700人としております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）プレミアム商品券が非常に話題になっているんですが、今、課長から対象者が、資料のほうでも2万6,714人となっていますけれども、この中で住民税非課税者と、また、対象者の非課税者と3歳未満の子が所属する世帯の世帯主ってありますね。

これを区分したときに2万7,000人だとどれぐらいか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）3歳未満児の数が約2,500人で、残りの2万2,600人ですか、そこが非課税者の数になります。

○委員（成川幸太郎）非課税者が非常に多いんだなというのを改めて感じますけど、もうちょっと3歳未満の世帯主っていうのは多いのかなと思った、実態はそうなる。

基準日の問題についても非常にマスコミでも話題になっています。流動的という、大体どこらの、発売までには大体決まってくる。その後ずれる可能性もあるのか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗）数日前に

またメールが、きのうでしたか、来まして、基準日を2回に分けてするというので、7月末と9月末ということで、なるべく速やかにその対象者に連絡が、生まれた後に速やかに連絡がとれるようにということで、2段階に基準日をまた設けるというようなメールを受け取っているところでございます。

○委員（成川幸太郎） まあ確かにたいへん、それは国がやるんじゃないかって市がやるということですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 事業としては、市がするんですけれども、おおむね国のほうで要項であったりとか要領については指示が参りますので、それに沿った形でなければまた補助金交付の対象となりませんので、要項、要領等に沿った形で進めてまいりたいと思っております。

○委員（成川幸太郎） 非常に難しいだろうなと思って、出生届けがなくて、例えばぎりぎりに生まれた人が末を越してしまったとかいう場合がどうするんだろうっていうちょっと心配になります。そこら辺は対象は、流動的にできるんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 今のところお答えすることはちょっと難しいんですけども、国・県のほうに対して、そういった個別事情案件が出てまいりましたら照会をかけた上で対応してまいりたいと思います。

○委員（成川幸太郎） ぜひトラブルのないように、よろしくお願いいたします。

○委員（川畑善照） 一応関連ですけれども、やはり基準日を2回に分けてされた場合に、例えば全国统一でなければ、窓口は市町村であっても、転居された場合です、そういうところの判断がよくできるのか、そのなりゆきはどうか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） グループ長に答弁をさせます。

○社会福祉グループ長（肥後洋子） 今のに対してお答えいたします。

転居の場合は、基準日を設けてますので、その日の後に転居した場合がそっち、商品券の販売は市町村、転居日の日で決まります。ですから課税情報が1月1日なので、1月1日の場合、薩摩川内市で交付はしますけれども、行く所での市町村でやり取りが必要になってきます。

○委員（川畑善照） そうですね。例えば、薩摩川内市は店舗を登録されると思いますけれども、ぎりぎりそれを受け取って転居になった場合に、向こうと交換ができるんですか、その行き先と。

○市民福祉部長（上大迫 修） 委員の質問は、市外への転居ということでよろしいですか。とりあえず申込書あるいは引換券をお受け取りになった後に市外に、隣の町等に移られた場合は移られた先で受け取れるように連携するという形になっていたというふうに思います。

○委員（川畑善照） いずれにしても全国统一でなければ、ばらばらであると、他の市町村との差があると一また大変でしょうけど、窓口は大変でしょうけど、ぜひ間違いのないようにお願いしたいと思います。

○委員（永山伸一） 私は本会議でも申しましたように、生活困窮者自立支援事業のことについて、これは申し上げたとおりなんですが、五つの事業を今取り組む、この予算の中で相談支援員を3名雇用しますと。で、事業自体は業務委託を社協にかけますと、全事業です、ですよ。

で、ここで2点だけちょっとお聞かせください。相談支援員の業務自体は社会福祉協議会へ業務委託するわけですので、相談支援員の存在、市なのか、それとも市で雇って、そして社協へするのか、それが1つ。その確認させてください。

それとですよ、今、社会福祉協議会ともいろいろとお話を聞くんですが、それは社協が受託したわけ、受託、今度される予定なのかな。30年度もされていますので、今度も多分業務委託されると思うんですが、もう正直なところ今の現社協でこういった部分の体力があるのかというのがちょっと不安なんです。

私、学習支援を担当する担当者といういろいろ議論する機会あったんですが、やはり非常に戸惑ってらっしゃる。業務の内容がなかなか理解が難しいという部分があります。そこら辺です、市の業務なんだけれども、それを社会福祉協議会に業務委託をかけるわけですので、やはり市としてはそれだけのやっぱ責任がなければいけないわけですので、そこら辺の業務の市が細かい部分を指示されるのか、それとも業務全体をぽんと金額を投げて、もう社協でもって取り組んでいただきたいということなのか、やっぱし気持ちとしては市がきちっ

と細かい業務分担でもってやる、依頼する、業務委託をかけるべきではないかなというふうに私は考えているんですが、そこをお示しください。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） まず1点目の相談支援員の関係ですけれども、相談員3名は市の嘱託員ということで、社協の職員の方も市役所の相談支援グループのところにいらっしゃって、市の相談支援員3名の方も同様に生活自立相談であったり家計相談とか、そういったものも含めて社協の方と同じ場所で協力しながら同じ業務をされます。なので、相談支援業務につきましては社協でもやり、市の業務としても行うと。両方の立場で生活支援相談の部分については対応をしているところでございます。

それと、業務の進め方等につきましては、毎月1回、支援調整会議というものを実施しております。それぞれの相談員の方々が改善プログラムを立ててまいりますけれども、それに対して市の関係課であったり、市民健康課であったりとか、保護課であったりとかいろいろな、あと行政書士の方、弁護士の方も入れた調整会議を開きながら、その計画についてアドバイスをしながらということで進めているところでございます。

○委員（永山伸一） この生活困窮者の自立支援という非常に難しい業務だとは理解します。相談員については本庁にいらっしゃって、社協の職員とともに一緒に相談にのるということです。ありがたいのは月1回の調整会議、こういう部分もしっかりと取り組んでいただいて、生活困窮者が相談に来るということは非常に厳しい、市民の方で非常に厳しい方々が相談に見えるわけですので、そこら辺の社協との調整です、ほかの調整会議でのそういった具体的な協議、そこら辺を遺漏なき取り組みをしてほしいというのを要望しておきます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） プレミアムの財源についてお尋ねしたいんですが、国が全額補助することになっているんですが、先ほどの調書の中では有価証券の売り払いというふうに書いてあったもんだ

から、市の持っている有価証券を売り払って1回お金をつくってという、そういうことなんですか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） そういうことではなくて、市で商品券をつくって、その商品券をそういう対象者の方が買っていただく、その商品券を買っていただいたお金もまた財源となるという、その市が持っている別のそういった有価証券を販売処分するのではなく、商品券を売ったお金をということでございます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） それでは、生活福祉委員会の21ページをお開きください。

先ほど31年度当初予算の説明をさせていただく中で若干説明ができなかった部分で新規拡大事業が幾つかございますので、そちらのほうを資料で説明をさせていただきます。

まず、1点目が、障害児に対する福祉車両の購入・改造・修理に係る費用助成制度でございます。

事項につきましては、地域生活支援事業費の中の単独事業扶助費となるんですが、このほかみずから運転するための自動車改造、運転免許取得の助成を現在やっているところでございますけれども、障害者自立支援協議会の専門部会等で車椅子等が離せない障害児を持つ介護者の方から社会参加促進であったり、経済的負担の軽減などできないかということで要望が続いていたもので、福祉車両、車椅子のまま容易に自家用車に乗れるように改造された物ですけれども、そういったものを購入、修理をされるとき経費の一部を助成しようとするものでございます。

補助額につきましては10万円で、3台分を今回計上しているところでございます。

交付決定後4年間は再申請できないとしたのは、補助金適正化法等で車の耐用年数が4年ということでありましたので、そういったものを参考にさ

せていただいたところでございます。

次に、緊急通報体制整備事業の障害者への拡大でございます。

事項につきましては、一般障害者自立支援事業費の備品購入費になるんですけれども、高齢者の一人暮らし等で虚弱な方を対象に、ボタンを押すと受信センターと連絡がとれる緊急通報装置を貸与する事業について、18歳から64歳未満までの一人暮らしの身体障害者手帳の1・2級の方や指定難病等の方へ対象を広げようとするものでございます。

予算額につきましては、税抜きでございますが、3万4,000円の5台分を計上したところでございます。

次に、地域生活支援事業の精神障害者の対象拡大と日常生活用具給付の用具の追加についてでございます。

事項につきましては、地域生活支援事業費の補助事業扶助費となるものですが、精神障害をお持ちの方が利用できる福祉サービスについては、手帳を持っていられる方と、手帳まではとってらっしゃらなくて治療のための自立支援医療受給者証のみを所持されている方がいらっしゃいます。地域活動支援センター、デイサービス事業になりますが、この利用ができるかできないかというので、手帳をお持ちである方は利用ができますんですが、受給者証のみの方は就労型サービスは利用できませんけれども、地域活動支援センターのデイサービス事業が現在は利用できないようになっております。

ただ、精神障害等をお持ちの方が地域参加をしていく場合、段階的に社会活動だったりとか、就労環境への適応を図ることが本人の自立に効果的であるということを考えたときに、地域生活センターの利用については非常に効果的なサービスではないかということで、近隣市の例等も参考にさせていただき、そういった自立支援医療受給者証のみの所持者へもサービスを広げようとするものでございます。

そのほか日常生活用具の追加につきましては、障害者団体や重度の障害のある方の介護者等から要望があったもので、障害者自立支援協議会からも要望があり、他市の例等も調査の上、市でも適当と認めた自家用発電機またはバッテリー、それ

と電子式歩行補助用具のほうを給付対象に含めようとするものでございます。

次に、障害者団体の公共施設等使用料の減免についてでございます。

障害者団体から高齢者クラブと同様に社会参加や団体の育成等を図るため、会議や団体活動で公共施設を利用する場合の使用料を免除できないかという要望がございまして、庁内関係課等の協議を行い、高齢者クラブが免除対象となっている施設に少年自然の家を追加した90施設の使用料、冷暖房等の利用料は除くんですけれども、使用料について全額を免除しようとするものでございます。

対象団体としては、他市の例等を参考に5名以上で、障害者の福祉向上を目的に活動されている団体で、半数以上の方が障害者手帳等を所持されていることで、事前に登録をしていただき、登録証を提示して利用をしていただくというふうに考えているところでございます。

次に、23ページをお開きください。

新たな計画として薩摩川内市自殺対策計画の案を策定しているところでございますので、その概要について説明をいたします。

策定に際しましては、保健、福祉、教育、地域、労働・雇用、学識経験者等を構成員とする策定委員会を設置しまして、3回の会議を経て素案としてまとめているものでございます。

まず、策定の趣旨でございますが、平成10年以降、3万人を超えていた自殺者数は、社会問題として取り上げられ、平成18年の自殺対策基本法の施行、翌年の自殺対策大綱、それから平成24年にはそれらを見直すなど、法整備や施策等の取り組みで、2万5,000人程度まで自殺者数のほうは減少してまいりましたが、先進国の中では相変わらずやはり高い状況であることから、自殺対策を生きることの包括的な支援と位置づけ、自殺対策基本法が平成28年に改正され、地方自治体には自殺を防ぐための計画策定が義務づけられたところでございます。平成29年7月には、新たな自殺対策大綱が示され、具体の取り組みの方向性が示されたことを踏まえて、本市の計画を策定することにしたものでございます。

計画期間につきましては、2019年度から2023年度までの5年間の計画でございまして、

その間の計画期間の目標値は、自殺死亡率、これは人口10万人に対する自殺者数でございますが、こちらの自殺死亡率の現状値が2013年から17年の平均値をとりまして、19.1人という薩摩川内市の状況でございます。これらを、この計画期間中に15.0人、15人以下に減少させることとしました。これにつきましては、国が自殺死亡者数を2026年度までに30%以上減少させるということを目指しておりまして、本市としても、2026年までの間に30%減少させるということで、最終的な目標としては13.3人以下を2026年の目標としておりますが、計画期間の2023年度時点で計算すると15人ということになりますので、15人以下をこの計画期間の目標値として定めるものでございます。

次に、24ページの真ん中から下ですが、本市の主な自殺者の特徴でございます。

上位5人までが男性で、50歳以上の年齢層がほとんどということになっております。自殺危機経路につきましては、仕事に絡んで失業であったり、転職、退職そういったものと、身体疾患であったりとか、介護が重なり、それらの心労から鬱状態となり、自殺に至ってしまうというような傾向があるようでございます。

25ページをお開きください。計画の基本理念につきましては、「誰も自殺に追い込まれることのない、一人ひとりが、「こころ」と「いのち」を大切に、生きがいを持って健やかに暮らせるまちの実現」というふうに設定してございます。

これは、自殺対策大綱の基本理念、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことと、市の総合計画の健康づくり分野の基本目標でございます、健やかに生き生きと暮らせるまちづくりを踏まえたものとして設定をしたものでございます。

計画の基本方針、五つありますけれども、これらにつきましては、具体の取り組みの方向性が示された国の自殺対策大綱に合わせた方針として定めております。

26ページをあらってください。基本施策と施策の体系でございますが、こちらのほうも、国の基本施策の10項目に合わせたものでございまして、右端の主な取り組み事業については、本市の自殺

対策にかかわる全ての事業の棚卸しを行った上で、それぞれの基本施策に当てはめたものでございます。

27ページ、28ページをあらってください。重点施策三つになります。これは、国が自殺対策総合センターを通して、各市町村の傾向を分析し、本市のキーワードとして高齢者、生活困窮、勤務、経営という自殺対策のキーワードが示されたことから、高齢者に対する取り組みと生活困窮に対する取り組み、勤務・経営問題にかかわる取り組みを重点施策としたものでございまして、細かい施策につきましては、先ほどの基本目標、基本施策の中の取り組みを改めて、その重点項目に合わせて再編をしているものでございます。

それと、今後の推進体制・進捗管理につきましては、障害・社会福祉課を事務局として、PDCAのサイクルをつくりながら、庁内の自殺対策推進会議、これはまだ仮称でございますが、あと、外部委員を入れた自殺対策ネットワーク協議会等を考え、自殺死亡率の先ほどの目標に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、29ページを、済ませません、あらってください。薩摩川内市の障害者計画案の第3期の概要を説明させていただきます。

策定に関しましては、保健、福祉、医療、教育、障害者団体等の方を構成委員とする策定委員会を設置しております。3回の会議を経て、素案としてまとめてまいりました。

策定の趣旨につきましてですが、簡単に説明をさせていただきます。

国におきましては、第3次基本計画の期間中に障害者権利条約を批准し、批准に当たり、国内法の整備をされた上に、平成28年には障害者差別解消法が施行されております。

それと、平成30年に障害者権利条約の批准、それから差別解消法の施行、2020年の東京パラリンピックの開催決定を背景とした第4次障害者基本計画を策定されて、鹿児島県のほうでも国の障害者基本計画を踏まえ、平成30年に鹿児島県の障害者計画を策定され、障害者施策に取り組まれております。

本市におきましても、第2期計画の終了を踏まえて障害者手帳をお持ちの方などにアンケートを行い、3期の障害者計画を策定することにしたも

のでございます。

30ページのほうをごらんください。計画の期間は、31年度から35年までの5年間でございます。

31ページをお開きください。基本理念につきましては、前期計画を継承し、「全ての市民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を障害者福祉の将来像としたところでございます。国・県の目指す方向性に沿ったものであり、新たな施策やこれまでの施策を継続して取り組むことにしたところでございます。

次に、施策の概要と具体的取り組みの方針でございますが、1から9までの項目を基本目標として設定し、(1)、(2)等で示したものが施策の方向性、それから、網かけ部分が取り組む内容で、具体的取り組み方針に示してあるのが、具体の施策ということになります。

その中で、新たに基本目標として設定したもの等についてだけを説明させていただきます。

2番の差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、これにつきましては、取り組みはこれまでもあったものでございますが、障害者差別解消法等の施行を受け、国の大綱に基づき、基本目標のほうに明記したものでございます。

次に、32ページの3のインクルーシブ教育の推進でございます。こちらのほうは、これまで前期計画では教育育成ということで、基本目標としておりましたが、インクルーシブ教育、障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育という共生の考えを持って、学校教育と療育の充実を図るための施策に、インクルーシブ教育の推進という形で再編したものでございます。

次に、33ページをお開きください。6の生活支援・意思決定支援の推進につきましては、前期計画では福祉として基本目標としてまとめておりましたが、共生する社会の実現に当たり、本人の自己決定を尊重する意思決定の支援や地域移行在宅サービスの充実、障害児への支援の充実、特に身近な生活面などについて再編し、施策に取り組むものでございます。

35ページの9の情報アクセシビリティ、意思疎通支援につきましては、新たな基本目標として設定したものでございます。

国の基本計画の背景となっております東京パラ

リンピックの開催決定、本県におきましては、全国障害者スポーツ大会の決定など、障害のある方が地域の主体として社会活動に積極的に参加していくには、外出しやすい環境とともに、必要とする情報を適切に、容易に入手でき、活用できる環境が大切であり、その施策に取り組むものでございます。

最後に計画の推進につきましては、計画推進のイメージの図をごらんいただきたいと思います。

障害・社会福祉課を事務局として、計画期間中の進行管理を行い、第3期の計画に基づき、所管課、関係機関団体、自立支援協議会、専門部会などが、それぞれの施策の推進管理を行い、障害者自立支援協議会において評価していただき、改善等につきまして、計画に反映し、さらにそちらを第4期へつなげていくというような形でのPDCAのサイクルで進めてまいりたいと思います。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎）自殺対策計画がやっとなできて、以前、質問したことがあったんですけども、自殺は、今、3万人切ってきましたけれども、交通事故死亡事故からすると非常に多い。薩摩川内市はゼロに来ていたのが、去年、年末に一人亡くなられて、1になった。それに比べて20名弱の方が、既に亡くなっているんです。

できたことは、非常にありがたいんですが、これが概要ですので、今、障害者計画のほうをセット、両方を受けながら、計画推進に向けてのところが全然入っていないんで、目標は出ましたけど、例えば交通安全、死亡事故があると、地域の交通安全委員会を含め、警察・県・市もちろん入って現場検証をやって、今後、こういった事故が起これないようにという検証をやって、今まで取り組みをされていた。死亡事故は全て、そんなふうにする。

自殺の場合に、どこまで踏み込めるかわからないんですが、その担当課所だけじゃなくて、いろんな、この中にも書いてあるんで、ぜひ、その推進計画を、もっと具体的に出して、そういったことが発生したときに、どういうのなのがフィードバックができるような形の体制も、よろしく願いたいと思います。そういうお考えがあるかど

うか。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 今回の資料の中には、PDCAサイクルの資料を入れることができなかったんですけども、本計画の中におきましては、障害者計画の推進、計画推進のイメージと同様のPDCAのサイクルを入れてございまして、庁内会議としては、先ほど仮称という形で申し上げましたが、庁内の推進会議、それと外部委員も入れた地域ネットワーク会議的なものを、新年度になりまして立ち上げた上で、その外部委員を入れた会議の中で、市の施策の評価等を行っていただきながら推進していくという形で考えているところでございます。

○委員（福元光一） 民生委員のことについて、ちょっとお伺いいたします。

今、障害者支援相談員のことも、もろもろ説明がありましたが、民生委員に対して、任命されたときに、マニフェストなどを民生委員にちゃんと渡してあるのか。民生委員の業務というのはこういうもんだよというのを渡してあるのか。

それともう一つは、任期は何年ぐらいなのか。

もう一つは、本人が継続してやると思ったら、推薦人はいなくても、続けて民生委員ができるのか。

そしてまた、民生委員を選任するときに、推薦人がその地域のどんな方が中心になって推薦人とされ、基準があるのか。何名あるのか。そこを教えてください。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 民生委員の、まずは業務はどんなことをやるべきかというような部分につきましては、一斉改選をした後に辞令交付を行いますけれども、そのときに、1カ所に集まっていただいて研修はします。

それと毎月の理事会、それと各月、それぞれの地域で定例会も実施されますので、そういった中で、県の民児協等だったりとか、そういったところから、さまざまな資料が送られてまいります。

そういった中で、自己研修であったりとか、そういった形で民生委員の方も資質の向上であったりとか、そういったことに努めていらっしゃると思っております。

それと、民生委員の任期につきましては、3年間ということで決まっております。前回が平成28年の12月の1日から平成31年の11月の

30日までと、この3年間で1期として民生委員のほうをお務めいただいております。

それと、一斉改選にあつて、継続する意思を持っている民生委員の方がそのまま続けられるかということで、今回の一斉改選に当たって、それぞれの民生委員の方には意向調査ということで、今後も継続してする意識があるのか、それとも今回でやめたいと思っているのか、やめる場合は、できれば後任の方を推薦してくださいというような形でのお願いをした上で、そういった意向調査も踏まえて、推薦に当たってはその民生委員が担当する複数の自治会があれば、複数の自治会の自治会長さんのほうへ後任の、やめられる場合は、もしくは継続される方につきましても、自治会長さんと、その地域の関係者の方で協議をして推薦をしてください。

推薦に当たっては、複数の自治会を担当されている方につきましては、その民生委員が属する自治会の自治会長さん1名の方で、原則1名の方で結構ですので、その方で推薦をしていただいてもよろしいですし、その複数の自治会長の方が、推薦人として名前を連ねられれば、そちらのほうでも構いませんし、原則1名以上の推薦の方があれば受けるという形で、一斉改選等の業務は進めるという予定にしております。

○委員（福元光一） 継続の場合も、本人がやると言ったら、その地域の自治会長さんなりの推薦が必要と。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） はい、そうです。

○委員（福元光一） それと、任期は3年ということで、マニフェストなり、それなりの資料を渡してあるということ、そこが大事なんですけど、民生委員というのは、やはり個人のプライバシーも全てというか、100%に近い形で把握しておられて、地域の社会福祉の向上を上げるために貢献されておられるんですけど、やはり、各家庭を回っていくときに、業務以外の話というか、そういうことを話をされておるのを、市民から聞いております。

やはり、だから資料を渡してあると聞いたんですけど、やはり外れた行動をされておられる。話を、そういうのを聞くもんですから、本人に調査をするということだったんですよ、継続する

場合は。その調査をするとき、本人だけではなくて、その地域の、またそれなりの人たちにも調査をして、今の民生委員がふさわしいのか、ふさわしくないのか、そういうところも調査をしないと、本人がやるからと言うて、その人だけを調査したっていけないし、それでまた、一人民生委員が、継続の場合は、自治会長が一人推薦すればいいということでは、ほかの人は、ちょっと変わってほしいという人もいるわけですから、やはりそういうところも、しっかりと把握して、民生委員を任命していただきたいと思います。

民生委員というのは、なり手が少なく大変なんですけれども、事務的には継続されたほうが、事務的には楽な面もありますけど、やはりそこには、地域にはいろんな問題があって、あつれきが起こってくると、また大変ですから、そういうところを調査していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○障害・社会福祉課長（有西利朗） 地域の方、地域の自治会長さんへ推薦依頼をする際には、必ず単独で推薦を、最終的に書類としては単独の推薦人の方で署名、推薦はしていただくんですが、その前の段階で、必ず地域のそういった関係者の方と協議をした上で推薦をしてくださいということの要領等の中にもきちんとうたい込んで、お願いをしておりますので、その辺もまた、重々周知できるように、工夫したいと思います。

○委員（福元光一） 今までの経験で、推薦、本人が本人を推薦して、出てきた民生委員もおるんです。それで、オーケーということで、民生委員になった方もおられます。

それでありますから、私、担当課に行って、誰が推薦したかと聞いて、見せてもらったことがあります。そしたら、本人が推薦している。本人を、自分が本人を。

そういうものもありますから、やはり先ほども言いましたように、民生委員を見つけないというのは大変ですけど、やはり、その前の調査というのを、今、各地域にコミュニティがありますから、そこの役員とか、また、何カ所かの自治会長とか、いろんなところに調査をしていただいて、また民生委員を任命していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。

ここで、休憩します。

~~~~~

午前11時 9分休憩

~~~~~

午前11時11分開議

~~~~~

**○委員長（中島由美子）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

△保険年金課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、保険年金課の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市  
一般会計予算

**○委員長（中島由美子）** まず、審査を一時中止しておりました、議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

市民福祉部長に概要説明を求めます。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 当初予算概要の52ページをお開きください。

一番上、上段になりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。保険基盤安定の法定分、及び国保財政安定化支援に係る交付税措置分、並びに特定健診、保健指導に係る従事します嘱託職員の人件費の法定外繰出しであります。

中段になります。後期高齢者医療保健事業、この部分からめくっていただき、54ページ、めくって右側になりますけれども、後期高齢者医療事業につきましては、保険事業の制度ルールに基づく負担繰出しであります。

簡単な説明であります。保険年金課につきまして、国民健康保険及び後期高齢者医療事業に関しまして大きな政策的な移動はなかったというふうに思います。

**○委員長（中島由美子）** 引き続き、当局に補

足説明を求めます。

**○保険年金課長（西田光寛）** まず歳出から説明いたしますので、予算調書 138 ページをお開きください。

事項国民年金事務費につきましては、国民年金事務に係る業務を行うための経費で、窓口業務嘱託員 1 名の報酬、一般職員 3 人分の給与費等人件費と老齢基礎年金等の裁定請求や被保険者異動処理及び相談業務に要する事務経費でございます。

次に下の段になります。事項国民健康保険対策費につきましては、国民健康保険事務事業に係る経費で、窓口業務嘱託員 1 名の報酬、一般職員 16 人の給与費等の人件費及び国保基盤安定負担金などの国民健康保険事業特別会計繰出金等でございます。

なお、繰出金は、法令等で定められた法定繰出金 7 億 8,267 万 2,000 円と、国民健康保険事業特別会計への財政支援分としまして、法定外繰出金 3,568 万円を計上しております。

次に、139 ページをお開きください。事項後期高齢者医療対策費においては、後期高齢者医療事務事業に係る経費を計上するもので、重複頻回訪問指導業務等嘱託員 1 名の報酬及び長寿健診委託料を、広域連合負担金として共通経費分と保険給付分、また、後期高齢者医療事業特別会計の繰出金などを計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。予算調書の 30 ページをお開きください。

1 行目の 15 款 1 項 2 目衛生費負担金では、予算額 9,954 万 7,000 円を計上しております。主なものは、国民健康保険医療助成費負担金で、国民健康保険被保険者の軽減措置に対する国の負担分でございます。

次に、15 款 3 項 2 目民生費委託金では、予算額 1,700 万円を計上しております。これは、国民年金事務に係る経費に対し、国から交付される事務費交付金でございます。

次に、16 款 1 項 2 目衛生費負担金では、予算額 6 億 4,485 万 5,000 円を計上しております。主なものは、国民健康保険医療助成費負担金 3 億 4,884 万円で、これは、国民健康保険被保険者の軽減措置に対する県の負担分であり、また、節後期高齢者医療助成費負担金 2 億 9,601 万 5,000 円は、後期高齢者被保険者

の軽減措置に対する県の負担分でございます。

次に、21 款 5 項 4 目雑入では、予算額 4,967 万円を計上しております。主なものは、後期高齢者の長寿健診に対する鹿児島県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

次に、債務負担行為の設定について御説明いたしますので、予算書の 9 ページをお開きください。

保険年金課分は下から 4 段目の長寿健診受診券作成等業務委託で、健診事業者との日程調整により、早期に受診券を発送する必要があるため、100 万円を限度として設定するものでございます。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（永山伸一）** 繰出金の関係です。補正のときに、財政課に確認したんですけど、平成 30 年度から法定外は繰り入れていないという確認でした。課長とも語った段階で、残金を基金に積んだわけですけど、こうやって金額的には、もうずいぶん少ないんですけど、法定外をするようであれば、その 3 億円やったかな、積み立ての分で法定外をなくすべきではないかなと私は思うんですけど、そこら辺の見解はどうなんですか。

**○保険年金課長（西田光寛）** 今、御指摘のとおり、平成 29 年度までは 2 億 5,000 万円の法定外繰り出しということで、一般会計からいただいております。これにつきましては、大半が国保会計への赤字部分の負担ということで、いただいております。

今回の法定外繰り出し分の部分につきましては、全てが保険健診分、特定健診とか、それに係る部分の経費のみを健診分と、それに係る嘱託員の人件費等の部分だけを、一般会計からの補助という形でいただいております。

御指摘の基金に積み立てる分があれば、そちらの分でということもありますけれども、これにつきましては、最低限国のほうでも赤字補填に至らない部分では補填してもいいということで認められている部分でもございますので、今回はそういうことで予算措置をさせていただきました。

**○委員（永山伸一）** 財政課は、そこら辺どういう見解ですか。法定外は、もう平成 30 年以降のような見解であったんですけど、そこら辺、ま

たお示してください。

○課長代理（大濱浩一）ただいま、保険年金課長のほうから説明があったとおりでありまして、財政サイドのほうでも同じ認識で予算のほうは提案させていただいております。

○委員（永山伸一）了解しました。国保であるけれども、必要最小限の部分の法定外で出しているという見解でよろしいわけですね。

もう当然、これ必要なんですけど、残った分を、その基金で置いておくのがいいのか、それとも法定外をなくしたらいいのか、また今後の課題として御検討いただきたい。

以上です。意見として申し上げておきます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第42号 平成31年度薩摩川内市  
国民健康保険事業特別会計予算

○委員長（中島由美子）次に、議案第42号平成31年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○保険年金課長（西田光寛）それでは、予算内容について歳出から説明させていただきますので、予算調書の315ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は保険証等発送業務委託、特別調整交付金申請支援委託、県下で統一した事務処理を行うためのシステム改修委託料等が主なものでございます。及び、1款1項2目連合会負担金は、国保連合会への負担金が主なものでございます。

次の316ページ、1款2項3目賦課徴収費は、納付書等の郵送料や納税通知書作成等の業務委託が主なものでございます。

下段の1款3項1目運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員報酬及び旅費でございます。

次の317ページから319ページにかけて、2款1項1目一般被保険者療養給付費から同項5目審査支払い手数料までは、疾病、負傷等及びコルセット・はり・きゅう等の費用に対する本市の保険給付分及び審査支払い事務に係る手数料等でございます。

次の319ページ下段から321ページにかけて、2款2項1目一般被保険者高額療養費から、同項4目退職被保険者等高額介護合算療養費までは、一部負担金が高額となった場合、一定額を超える部分が支給される高額療養費と、前々年8月から前年7月までの1年間の医療保険及び介護保険の自己負担の合計額について、一定額を超える部分が払い戻しされる高額介護合算療養費を計上しております。

321ページ下段の2款3項1目葬祭費は葬祭に係る補助金を、次の322ページ、2款4項1目一般被保険者移送費と同項2目退職被保険者等移送費は、離島等からの患者の搬送のために要した経費の補助を、次の323ページ、2款5項1目出産育児一時金と同項2目出産育児一時金支払手数料につきましては、出産育児一時金とその手数料を計上しております。

次の324ページ、3款1項1目一般被保険者医療給付費分から326ページの上段3款3項1目介護納付金分については、県に納める国民健康保険事業費納付金でございます。

326ページ下段の7款1項2目その他共同事業拠出金は、退職者医療の該当者リストを作成してもらうための分担金でございます。

次の327ページ、8款1項1目特定健診保健指導事業費は、保健師業務嘱託員1名及び特定健診等業務嘱託員1名の報酬等人件費のほか、特定健診委託料等を計上しております。

次の8款2項1目疾病予防費では、診療報酬明細書磁気テープ作成業務委託や、人間・脳ドック補助、温泉保養補助に対する経費を計上しております。

次の328ページ、同項4目医療費適正化特別対策事業費は、診療報酬明細書点検業務嘱託員1名、医療費適正化業務嘱託員1名、保健師業務嘱託員1名の配置に係る報酬と人件費のほか、医療費通知に係る経費、レセプト点検業務の国保連合会への手数料やジェネリック医薬品差額通知等

業務委託などの経費を計上しております。

次の８款２項９目早期介入保健指導事業費は、生活習慣病予防教室に関する経費が主なものでございます。

次の３２９ページ、９款１項１目国民健康保険基金積立金は、国民健康保険基金の利子相当の積立金になります。

次の１１款１項１目一般被保険者保険税還付金と３３０ページ、同項２目退職被保険者等保険税還付金は、過年度の税等の過誤納金の払戻金で、次の同項３目償還金は、国庫支出金等精算返納金でございます。

次の３３１ページ、１１款２項１目直営診療所施設勘定繰出金は、甌島地域の国保直営診療所の運営に係る赤字補填分として交付された調整交付金を、施設勘定特別会計へ繰り出すものでございます。

次の同項２目一般会計繰出金は、収納率向上特別対策事業に係る一般会計への繰出金になります。

最後に、３３２ページで、不測の事態に対応するため、予備費を１，０００万円計上しております。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

**○ 税 務 課 長 （ 道 場 益 男 ） 予 算 調 書 の ３ １ １ ページをお願いいたします。**

１款１項国民健康保険税１目一般被保険者国民健康保険税は、７５歳未満の加入者全員が対象となります医療給付費分及び後期高齢者支援金分と、４０歳から６５歳未満の加入者が対象となります介護給付金分、それぞれ現年課税分と滞納繰越分、合わせまして１４億９，１２２万４，０００円を計上いたしております。

２目退職被保険者等国民健康保険税は、退職被保険者等に係る医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護給付金分の現年課税分と滞納繰越分、合わせまして１，９３０万３，０００円を計上いたしております。

２款１項手数料２目督促手数料は、国保税未納者に対します督促手数料の納付見込み額を、１００万円計上いたしております。

なお、本年２月末現在の加入世帯数でございますが１万４，７２７世帯で、本市世帯数の約３２．２％、被保険者数は２万１，９４８人で、本

市人口の約２３．１％となっております。

**○ 保険年金課長（西田光寛） ３ １ １ ページ、 ６ 款 ２ 項 １ 目 県 補 助 金 の う ち 、 保 険 給 付 費 等 普 通 交 付 金 は 、 県 から 交 付 さ れ る 本 市 の 保 険 給 付 見 込 み 額 で ご ざ い ま す 。**

次の３１２ページ、特別交付金は、保険者の健診受診率や収納率等に応じて配分される保険者努力支援分と、特殊要因等に対して交付される特別調整交付金とに分かれております。

特定健診に付随する経費に対する補助に当たる県繰入金２号分と、特定健診に係る補助として、特定健診等負担金等に分かれております。

次の３１３ページ、８款１項１目財産運用収入は、国民健康保険基金の利子、次の９款１項１目他会計繰入金では、一般会計からの法定繰入金として、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、出産育児一時金に係る繰入金を計上しております。その他、繰入金としまして、法定外繰り入れを３，５６８万円計上しております。

続きまして、３１４ページの１０款１項２目繰越金は、一般被保険者に係る医療費の実績見込みが少なかったこと等により繰り越しされるものでございます。

次の１１款１項１目から、同項３目までの延滞金、加算金及び過料は、過年度保険税の延滞金等を、３項２目から同項６目までの雑入では、交通事故等の賠償金に係る第三者納付金や過誤調整による医療機関からの返納金、また健康教室等の参加者負担金を計上しております。

次に、債務負担行為について説明いたしますので、予算書の３３０ページをお開きください。

債務負担行為につきましては、国民健康保険税納税通知書作成等業務委託は、納税通知書発送までの日程調整により、早期に作成する必要があるため、２５３万７，０００円を限度として設定するもので、国民健康保険特定健康審査受診券作成等業務委託は、健診事業者との日程調整により、早期に受診券を発送する必要があるため１２２万３，０００円を限度として設定するものでございます。

続きまして、予算とも関連がありますので制度改正等の概要について説明をさせていただきたいと思っております。

委員会資料の１０ページのほうをお開きくださ

い。

まず「1 平成31年度 国民健康保険制度の改正等について」説明させていただきます。

(1) 国民健康保険税の改正について。

アとしまして、賦課限度額の引き上げで、医療費分について現行の58万円から61万円に3万円引き上げとなり、合計金額としましては最高額が93万円から96万円となります。

イとしまして、低所得者への保険税軽減の拡充で、軽減判定所得につきまして5割軽減と2割軽減を見直そうとするものでございます。

現行、5割軽減基準額は、基礎控除額に27万5,000円に被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計を乗じたものを加算しております。同様に2割軽減基準額では50万円を乗じたものを加算しているところでございます。

この27万5,000円と50万円の金額を、それぞれ28万円と51万円に引き上げ、対象者数を拡大しようとするものでございます。

(2) 応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについてでございます。

被用者保険の被扶養者であった65歳以上の被扶養者の国保税につきましては、応能割は免除し、均等割額は半額となるよう期限なしで減免を行ってきたところでございます。

これにつきましては、後期高齢者医療保険制度と同様に、この減免につきまして資格取得後2年に限り減免となるよう軽減されるものでございます。

続きまして、11ページ「2 国民健康保険制度改正に伴う懸案事項」について御説明いたします。

(1) としまして、国保税の税率改正についてでございます。

平成30年度から県が県内の医療給付見込みをもとに、各自治体の国保事業費納付金額と標準保険料率を算定しております。

平成31年度における本市の国保税の見込みにつきましては、県が算定しました国保事業費納付金が、平成30年度と比較しまして約3,000万円の増加にとどまったことから、繰越金や基金等により補填が可能であるため税率は据え置くこととしております。

ただし、平成32年度以降は消費税率の改定や

診療報酬改定による医療給付費の変動が予想されておりますので、改定を検討しなければならないと考えているところでございます。

ただし、県からの翌年度試算が示されるのが毎年1月初めとなっていることから、単年度ではなく長期な視野での検討が必要となっているところでございます。

(2) としまして、国保税の賦課方式の改定についてでございます。

県が平成30年度に策定しました県の国保運営方針では、平成35年度までに県下で賦課方式を3方式に統一することとされております。

現在、本市は4方式であるため変更する必要がありますが、資産割額でおおよそ1億2,000万円の賦課金額となっておりますが、どのように補うかの議論が今後必要となっております。

(3) としまして、激変緩和措置についてでございます。

さきに説明いたしました、県から示される国保事業費納付金と標準保険料率につきましては、国及び県の激変緩和措置により一定程度引き下げて算定がしてございます。

しかし、この激変緩和措置が平成35年度までの時限的な措置であるため、今後税率改定を検討する際は、この措置も考慮して検討する必要があると考えているところでございます。

続きまして、12ページの「3 平成31年度薩摩川内市国民健康保険事業計画」について16ページまで掲載しておりますが、本計画は、平成31年度の国民健康保険事業推進のための計画で、さきに開催しました、国民健康保険の運営に関する協議会に報告し承認をいただいたものでございます。

内容の詳細については御参照いただきたいと存じますが、簡単に概要を説明させていただきます。

(1) 基本方針では、現在の国民健康保険事業を取り巻く状況と今後の運営方針を説明してございます。

次に、13ページ、(2) 具体的な対応策につきましては、ア収納率向上対策の推進による歳入の確保では、収納率の目標を現年度93%、滞納繰越分を19%とし、目標達成のための施策を実施していくこととしております。

イ一般会計からの繰入による財政支援としまして、先ほど説明しましたとおり、一般会計からの法定外繰入を3,600万円程度実施するよう記載してございます。

ウとしまして、被保険者適用の適正化の推進では、従来方針を継続して実施することとしております。

次の14ページをごらんください。

エ医療費適正化対策の推進では、従来方針を踏まえ、ジェネリック医薬品差額通知事業で蓄積するデータを分析して、有効かつ効率的な保健指導に生かす取り組みを行うこととしております。

特に、14ページ下段からの、8.保健事業の実施の中で、25年度から実施しております(3)重症化予防事業を31年度も継続して実施し、さらに(4)CKD予防ネットワークの構築とありますように、慢性腎臓病の重症化を予防するための病診連携も運用していく枠組みを構築していきたいと考えているところでございます。

次に、15ページの、オ特定健診・特定保健指導の推進については、第3期「特定健康診査等実施計画」を昨年度改訂させていただいたところでございますが、これをもとに平成31年度に特定健診・特定保健指導とも目標を60%としまして、これを達成する取り組みを平成31年度も実施していくこととしており、特定健診未受診者に対する事業所健診受診者のデータ収集等を行うこととしております。

次の16ページ、カ国民健康保険直営診療所の運営及び経営改善の推進、キ地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みにつきましては、従来方針を継続していくこととしております。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（福田俊一郎）**先ほど、永山委員のほうから一般会計から見ての法定外繰入についての御質問がされたところでしたけれども、これから見ての法定外の繰り入れ分についてお尋ねしたいんですが、これまで2億5,000万円の法定外を繰り入れしたわけですが、今回3,600万円ほどということで、この3,600万円については特定健診という考え方で繰り入れを一般会計からの分を見ているという

お話でした。

そうしますと、保険事業で1億6,000万円ぐらいいりますけど、大体この分ぐらいいは今後補填はしていくというような考え方で思っているんですか。

**○保険年金課長（西田光寛）**本年度が当初で4,200万円でございます。一般会計からの繰り入れです。平成31年度の見込みではそれより若干減らしてこの金額になってきておりますけれども、国、県からの補助なんかもございますので、その辺を見きわめて毎年度精査していきたいと考えております。

**○委員（福田俊一郎）**もう県が主体になってきましたですね、納付金額との関係は、あんまり影響はないというふうに思っているんですか。

**○保険年金課長（西田光寛）**納付金額のほうは、もうほとんど医療に関する部分だけになりました、こういう保険事業に関する部分は県からの補助は従来どおりの補助金とか、特別交付金とか、そういう形で入ってくる分はございますので、それに足りない部分を一般会計からいただいているということでございます。

**○委員（福田俊一郎）**うちは4方式をとっていますけれども、近いうちに3方式、県のほうもそういうふうな方向性で進んでいくんでしょうが、均等割についてですけれども、少子化対策でうちも本格的に進めていこうという中で、こういう少子化対策としての均等割の対応ということではできないもんなんですか。法定でもそういうふうに均等割は子どもの分も入ってこざるを得ないんでしょうか。要するに、子どもを除けるという意味じゃないですよ、子どもの分を減額できるような制度をつくれないう意味で質問しています。

**○保険年金課長（西田光寛）**これにつきましては、私もまだ報道の範囲でしかちょっと知っていないんですけど、今回鹿屋市さんがこれに対する取り組みで確か今度要求をされているような部分もありますので、次の改定の際はその辺の情報等もいただいてしながら、次回の改定に検討させていただければというふうに考えております。

[「内容は」と呼ぶ者あり]

**○保険年金課長（西田光寛）**済みません、ちょっと私も内容までは聞いていないところなんです。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員（成川幸太郎）今の特定健診なんです  
が、平成31年度60%に目標設定ということ  
ですが、今現状は何%ですか。

○保険年金課長（西田光寛）平成30年度が  
まだ出ておりませんので、平成29年度で申し上  
げますと57.60%でございます。これは特定  
健診のほうでございます。

ただし、平成28年度はちょっと惜しかったん  
ですが59.3%でした。若干平成29年度は下  
がったということでございます。

ただ、特定保健指導のほうは、平成29年度は  
44.10%でございます。平成28年度が  
48.4%でございます。県内では高いほうでは  
あります。

○委員（成川幸太郎）私も過去何回か督促を  
受けた経緯があって、最近是真面目に受けてい  
るんですけども、60%の目標というのはこの  
57%からしたらえらいちょっと目標設定が低い  
ような気がするんですが、これは何か根拠がある  
んですか、60%にしている。

○保険年金課長（西田光寛）こちらの目標は、  
国のほうが示しておるんですけれども、県内でも  
まだ30%台という自治体のほうが非常に多い状  
態でございます。

本市の場合も一生懸命取り組んで呼びかけをし  
ているんですけれども、なかなか50%にいくに  
は、もうあとは若年層、特に40歳以下の方のや  
はり意識改革と、そこに健診に行っていただく  
というところが大きなウエイトを今後は占めてい  
くんじゃないかなということで、主管課では分析し  
ているところです。

○委員（成川幸太郎）最後にしますけど、先  
ほど法定外繰出で4,000万円超えたのを  
3,600万円にされて、これが特定健診の補助  
ということだったんですが、目標率を実績をより  
上げていくと費用としては減るんじゃないかと  
ふえるんじゃないんでしょうか。

○保険年金課長（西田光寛）これにつしまし  
ては、先ほど申しましたように県からの部分が多  
くなったりという部分がありましたので、一般会  
計からの分が減ったということでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認め  
ます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博）この限度額が何か毎年毎年  
上がっていく感じがするんですが、この限度額を  
支払っている対象者がどのぐらいいらっしゃるの  
か。

それから、収入は大体どのぐらいの収入の方々  
がこの限度額になるのかというのを教えていただ  
きたいということ。

それから、先ほどの平成32年度以降は税率を  
見直さなきゃいけないということをおっしゃって  
いるんですが、これは資産割をなくすということ  
も含めてということなんです、資産割自身は平  
成35年度からしなくちゃいけないということ  
であって、今まで法定外繰入2億5,000万円が  
3,600万円というふうになって、それで調整  
していた面もあるわけで、市民からすると2億  
5,000万円入れとったんだから、その範囲で  
何とかならんのかというふうに考える、本当にこ  
の国保税は一般のほかの保険と比べてものすごく  
高くなっている。2倍になっているというのが試  
算であるんですよね、2倍になっているんですよ。  
だから、所得が低い人ばかりが入っているのに、  
保険料はものすごい高いと、これがもう大問題に  
なっているわけなんですけども、これ以上上げる  
てなると、これはもう本当にどうなるんだろうと  
いうふうに思うんですが、ちょっと改定の意味が  
まだよくわからないんですよね。長期的に見てと  
いうのが納得できないんじゃないですかね。どう  
でしょうか。

○税務課長（道場益男）まず、税務課のほう  
から限度額の引き上げの関係で御質問があった分  
について御回答いたしますけれども、限度額につ  
きましては、世帯数で現在132世帯ですね、そ  
れと被保険者数にいたしまして345人という形  
でございます。

割合にいたしまして、世帯数でいきますと国保  
世帯の0.9%、国保の被保険者の1.6%に当た  
る割合が限度額の対象者となっております。

それから、限度額の収入がどれぐらいの方々か  
というようなことで御質問がございましたけれど  
も、限度額につきましては国保の世帯の所得、そ  
れから構成人数にもよりますので、ちょっと一概

に申し上げられないんですけれども、所得だけで申しますと、大体所得600万円を超えるような形で世帯といった方々が限度額世帯に該当するのではないかと推測しているところでございます。

（22ページの発言により訂正済み）

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 平成32年度以降、保険料自体見直しをしなければならない、検討していくという形と申し上げたのは、保険給付の必要額のほうを県のほうが算定して、翌年度の標準保険料について県が示すわけですけど、要するに給付の動きに対して入り側になります保険料のほうの議論をしなければならないというのが根底にございます。

また、4方式を3方式にするという議論の部分等もありますので、どのタイミングで何が動いて、要するに必要な額が動いて保険料を上げるという動きと、またその保険料を定める場合に4方式を3方式にするとした場合に、基本額なり応能応益の部分等どういじっていくのかといった部分等もありますので、そこを総合的に平成32年度以降については進めていくということでございます。

議員の質問にありました、要するに保険料が上がらないようにすべきか云々という部分については、平成30年度からの国保制度の一元化におきまして、国が必要な財源支援を暫定的ではありますが平成35年度までしながら、給付に対する必要な保険料をみんなが参加することと決めた保険制度の枠組みの中で議論していくということでありますので、赤字の2億5,000万円ですか、従前あった部分を入れることを前提に保険料のほうを議論していくということは難しいものというふうに考えているところでございます。

**○議員（井上勝博）** 先ほど、所得が300万円以上の方がほぼ100万円の国保税を負担しなくちゃいけないという、本当に最高限度額というのが結構厳しい所得の人たちにきているんだというふうに思うわけですね。だから、もう限界に来ていると、知事会は国庫負担を1兆円出せというふうに要求しているわけで、今3,400億円だったというふうに思うんですけども、やっぱり国に強く知事会の要求を求めるように訴えて、国会でもやっていますけども、市長を通じて国のほうにも要求してくということをしてんと本当に限界だというふう思います。

**○市民福祉部長（上大迫 修）** 議員のほうから知事会の話もありましたが、知事会は今回の制度改正におきまして、国保の運営主体としてそのお考えを持って発言をされているのからすれば、当然に加入しています自治体の考えというものそこに反映されていると思います。

個別に市長会でありますとか6団体で云々というようなことはありませんけど、そういった部分については今も届いていると思いますし、それを受けて本当で、国において制度の設計、長期的に社会保障の維持といった部分を議論いただければというふうに私は思っております。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** では、質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第45号 平成31年度薩摩川内市  
後期高齢者医療事業特別会計予算

**○委員長（中島由美子）** 次に、議案第45号 平成31年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

**○保険年金課長（西田光寛）** 予算調書の381ページをお開きください。

1款2項1目一般管理費は、保険料徴収事務に係る経費を計上しております。

下段の、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料と一般会計で受け入れる保険基盤安定負担金を広域連合へ納付するものでございます。

次の382ページ、4款1項1目保険料還付金

は、前年度の保険料の還付金等に係るものでございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、380ページをごらんください。

1款1項後期高齢者医療保険料では、特別徴収分と普通徴収分を計上しております。

後期高齢者医療被保険者の約68%が特別徴収、約32%が普通徴収となっているところでございます。

次の、2款1項2目手数料は、保険料に対する督促手数料でございます。

次の、4款1項2目一般会計繰入金は、保険基金安定繰入金で低所得者に係る保険料軽減に対する公費補填分であり、一般会計で受け入れるため繰入金として繰り入れるものでございます。

次に、6款1項1目延滞金は、過年度保険料の延滞金、6款2項1目保険料還付金は、前年度等の保険料還付金のうち広域連合から受け入れるものでございます。

続きまして、予算と関連がございますので、委員会資料の17ページをごらんください。

後期高齢者医療制度の改正について説明いたしますが、先日開催されました広域連合定例会にて審議され議決されたことを報告させていただきます。

1としまして、低所得世帯の被保険者に係る保険料の減額基準の拡充につきましては、先ほど国保会計で説明した内容と同様の基準額の引き上げでございます。

2としまして、保険料軽減特例の見直しでは、(1)としまして、保険料軽減特例の内容としまして、アで制度開始以来、低所得者対策としまして、世帯の所得に応じまして保険料のうち均等割を7割、5割、2割の3段階で軽減する措置が設けられているところでございます。

イとしまして、①で7割均等割軽減世帯のうち、収入が80万円以下の方につきましては9割軽減、それ以外の方につきましては8.5割軽減が行われております。

②としまして、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減として、先ほど国保会計でも説明しましたが、後期高齢者医療制度の方では平成29年度から段階的に見直しをされ、平成31年度以降は資格取得後2年に限り5割軽減と

なっているところでございます。

(2)としまして、見直しの趣旨では、今回の国の予算編成において記載のとおり見直しが図られ、軽減に係る基準を見直すことを内容とする、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令が、去る1月25日に公布され、本年4月1日から施行されることになりました。

(3)見直しの内容でございます。アに記載のとおり、被保険者均等割額の9割と8.5割の軽減特例につきましては、消費税率引き上げによる財源を活用した社会保障の充実策としまして、介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給が平成31年10月から開始されることにあわせて見直すこととし、10月分から当該軽減特例に係る国庫補助が廃止されることとなります。

軽減割合の適用につきましては、年度を通して保険料を同一にする必要があることから、現行の9割軽減対象者につきましては、①に記載のとおり、平成31年度は8割軽減となり、平成32年度以降は7割軽減となり本則に戻ることであります。

なお、9割軽減対象者につきましては、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給により、基本的には負担増とならない形とされているところでございます。

次に、現行の8.5割軽減対象者につきましては、②の(ア)に記載のとおり、年金生活者支援給付金の支給対象ではないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、平成31年10月から1年間に限り、軽減特例に係る国庫補助廃止による負担増となる所要額について、特例的に補填を行うこととしてございます。

このため(イ)に記載のとおり、平成31年度におきましては、年間保険料は通年で8.5割軽減となり従来と同じでございます。

平成32年度におきましては(ウ)に記載のとおり、平成32年10月以降、1.5割上乗せの特例的な補填が廃止されることで、通年で7.75割軽減となり、平成33年度以降は、本則どおり7割軽減となることになっております。

○委員長(中島由美子)ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

ここで採決をします。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

説明は全部終わったと思うんですが、ほかにありますか。

○保険年金課長（西田光寛）特にございません。

○委員長（中島由美子）ただいま、ほかには説明はないということですが、これより、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、保険年金課の審査を終わります。

では、ここで休憩に入ります。再開は、概ね13時とします。

~~~~~

午後0時7分休憩

~~~~~

午後1時 開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、

会議を開きます。

ちょっと訂正がありましたので。

○税務課長（道場益男）済みません。

午前中の審査があった分で、国民健康保険特別会計の中で、番外議員の井上議員のほうから国民健康保険限度額世帯の収入はどれぐらいの世帯かという御質問があった中で、私が「所得の300万円ぐらいの方です」ということでお答えしましたがけれども、ちょっとお昼休みに精査したところ、ちょっと間違っておりましたので、訂正させていただきたいと思います。

300万円といった所得ではなくて、600万円ということで、訂正をさせていただきたいと思います。（20ページで訂正済み）

ちょっと会議の途中で慌てておりまして、割り戻しをする率を資産割の率で、所得割の率で割り戻さないといけなかったところを資産割の率でちょっと割り戻してしまったものですから、ちょっと間違いが生じてしまいました。

まことに申しわけございません。よろしくお願いいたします。

△保護課の審査

○委員長（中島由美子）では、次は、保護課の審査に入ります。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）審査を一時中止しておりました議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）当初予算概要については69ページでございます。

メインの事業になりますけど、生活保護事業についてであります。これにつきましては、所要の額を措置したというところでございます。

また、保護課につきましては、本業務につきまして引き続き適正な実施を図っていくということで施策を進めているところでございます。

○委員長（中島由美子）引き続き、当局に補足説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）初めに、歳出であります。予算調書の153ページをお開きください。

予算書は72ページになります。

事項、行旅病人等取扱い事務費は、県委託業務である行旅病人等の取り扱いに係る経費で、事業費は101万8,000円であります。

経費の主な内容は、行旅病人に係る医療費及び、身元がわからず引き取り手がない行旅死亡人の葬儀等に係る経費であります。

次に、事項、生活保護管理運営費、予算書は79ページになります。生活保護法の施行事務に係る経費で、事業費は1億4,096万8,000円であります。

経費の主なものは、被保護者の医療に係る要否意見書の審査を行う福祉事務所嘱託医二人分の報酬、及び平成30年度より現業事務を行う生活保護高齢者世帯等支援員二人の雇用に要する報酬、職員16人分の人件費、社会保険診療報酬支払基金への医療審査支払手数料、生活保護システム保守委託料や、職員の社会福祉主事資格取得のための二人分の認定講習会負担金などであります。

次に、154ページをお開きください。予算書は同じく79ページになります。

事項、生活保護適正実施推進事業費は、生活保護業務の適正実施に要する経費で、事業費は1,450万円です。

経費の主なものは、生活保護面接相談員二人、診療報酬明細書点検事務嘱託員一人、年金調査員一人、医療扶助に関する分析、重複受診調査などを行う医療扶助相談・指導員一人、犯罪履歴のある者などに同席対応などを行う適正保護推進員一人、計6人の嘱託員の雇用に要する経費などあります。

次に、事項、被保護者就労支援事業費は、予算書は同じく79ページになります。被保護者の就労支援指導援助等に係る経費で、事業費は203万6,000円あります。

経費の主なものは、稼働年齢層にある被保護者の就労支援を図るための就労支援員一人分の嘱託員の雇用に要する経費であります。

次に、155ページをお開きください。予算書は同じく79ページになります。

事項、生活保護費は、生活保護の扶助に係る経費で、事業費は16億7,715万3,000円あります。

経費の主なものは、生活扶助を初めとする八つ

の扶助に要する経費であります。割合としまして、医療扶助に約62%、生活扶助に約28%を計上し、この二つの扶助で全体の約90%となるところであります。

続きまして、歳入について主なものを説明申し上げます。予算調書の35ページをお開きください。予算書は37ページになります。

国庫負担金民生費負担金、予算額12億5,936万円は生活保護費負担金として、被保護者就労支援事業、生活保護扶助費分に要する経費で、国から4分の3の負担分を受け入れるものであります。

次に、国庫補助金民生費補助金、予算書は38ページになります。予算額1,034万8,000円は生活保護適正実施推進事業に要する経費で、国から補助金を受け入れるものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○保護課長（松尾和俊）生活福祉委員会資料の45ページをお開きください。

1の（1）の被保護人員及び保護率の年次推移であります。

全国・県とも直近5年間では減少傾向でありましたが、本市の場合は、平成29年3月時点までは増加をしております。その後、減少傾向となっていますが、理由としましては、有効求人倍率の上昇に伴い、稼働能力に問題のない被保護者への就労支援の効果などが考えられるところであります。

(2)の本市相談件数及び生活保護申請件数の推移では、平成27年度をピークに、減少傾向となっております。平成27年度は、生活困窮者への自立支援事業が始まった年でもあり、相談が振り分けられた結果、申請も減少しているものと考えております。

(3)の本市世帯類型別の推移では、高齢者世帯と障害者世帯の増加が顕著であります。特に高齢者世帯は全世帯の5割を超えており、この表では記載してありませんが、高齢単身世帯の増加が目立っております。障害者世帯の増加は、他方他施策の活用を行った結果、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳などの取得により世帯類型が変更されたものも含まれるものであります。

生活保護世帯は、現時点では減少傾向となっておりますが、生活に困窮する世帯が減ったものとは考えてはおりません。保護課では、今後も相談支援体制の充実とともに、ケースワーカー、各相談員の知識向上に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、保護課の審査を終わります。

△子育て支援課の審査

○委員長（中島由美子）次は、子育て支援課の審査に入ります。

△議案第18号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（中島由美子）まず、議案第18号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）議案つづり、その2、18—1ページをお開きください。議案第18号薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

次のページをお開きください。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されましたことにより、本条例との条項の整合性をとる必要が生じたため一部を改正しようとするもので、これにつきましては、学校教育法の改正によりまして、専門職業人の養成を目的とした高等教育機関として「専門職大学」の制度が設けられまして、専門職大学の前期修了者は、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとされたことによりまして、専門職大学の前期修了者について、放課後児童支援員の基礎資格者を有するものとして、資格要件を拡大するものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△議案第32号 平成31年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（中島由美子）次は、審査を一時中止しておりました議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

市民福祉部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（上大迫 修）当初予算概要の69ページをお開きいただきたいと思います。

下段の特別保育対策促進補助金交付事業につきまして、新たに、待機児童解消のために体制確保事業補助金を新設し、保育所での保育士確保を支援する形と考えているところでございます。

次に、71ページでございます。

中段となりますが、認可外保育施設の多子世帯保育料軽減につきましては、一般質問等でもございましたが、国の制度におきましては対象外となっている部分を、今回、認可外の部分まで本市の多子世帯軽減分を拡充しようとするものでございます。

その下、児童福祉施設の整備事業につきましては、市有地及び民有地での認定こども園整備に対する補助でございます。これによりまして、平成31年度末にはキャパ的にはおおむね待機児童を解消できるレベルまでいくものというふうに考えているところでございます。

それと、72ページの下段になりますが、保育対策総合支援事業の中で、保育所の事故防止・防犯等の対策の強化のため、備品購入等を実施することといたしております。

さらにめくっていただきまして、73ページ下段になりますが、放課後児童クラブの整備・運営に係る事業であり、平成31年度中に7クラブの開設が図られ36になるということで、予算的なものも強化してございます。

○委員長（中島由美子）引き続き、当局に補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）まず歳出から御説明申し上げます。

予算調書の156ページをお開きください。

事項、児童福祉管理運営費は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定められた子ども・子育て家庭等を対象とする事業に係る経費4億1,294万7,000円で、主なものは、右側に記載のとおり、育児支援・相談等の行政事務及びファミリーサポートセンター業務に係る嘱託員合計4人と、子ども・子育て支援会議委員14人の

報酬、一般職14人の人件費、地域子育て支援センター事業委託等のほか、さまざまな保育ニーズに対応するための、障害児保育・待機児童解消体制確保事業、延長保育・一時預かり保育事業、認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業等の補助金でございます。

ここで、新規事業であります待機児童解消体制確保事業補助金及び認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業補助金について御説明いたしますので、生活福祉委員会資料の46ページをお開きください。

1点目、待機児童解消体制確保事業補助金についてです。

事業の内容といたしましては、待機児童を解消するための保育士確保事業で、年度当初と年度末を比較しまして、常勤の換算しました保育士がふえた保育施設に対し補助金を交付するもので、定員に対しまして入所率が100%以上の事業所を対象といたします。

二つ目、補助金の内容についてです。補助金の額は一人につき80万円を限度といたしまして、最高20人を想定いたしております。

ただし、市内のほかの園からの転籍の職員、これ前の勤務地で退職後1年以内の方には、適用しません。新規での就労者、市外からの転入を含みますけど、それと潜在保育士——以前保育士として勤務しておられたが、家庭等の理由で離職をされた方を対象といたします。

3番目、待機児童に対する効果ということで、一例といたしまして、保育士が20人、マックスふえたといたしますと、各基準で、基準が四つあるんですけど、5人保育士さんがふえたといたしますと、どれぐらい園児さんを預かれるかということで、ゼロ歳児は3人にお一人、1・2歳児は6人にお一人、3歳児は20人、4・5歳児は30人にお一人、保育ができるものですから、これを当てはめると、いろんな例があるんですけど、この計算上は295ということで、園によりましていろいろなんですけど、こういう形でふえる形になると思います。

あくまでも待機児童対策のためでございますので、3年間の限定の補助ということで考えております。

二つ目、認可外保育施設多子世帯保育料軽減事

業補助金についてでございます。

次のページですかね。

事業の内容といたしましては、本年度から実施しております子育て世帯の経済的負担の軽減策（認可保育園の第2子半額・第3子以降無料）を認可外保育施設まで拡充するもので、第2子半額の限度額は1万8,500円、第3子以降、保育園でありますと全額の場合が3万7,000円を限度といたします。

本市の認可外保育施設の状況といたしましては、6カ所の認可外施設がございます。入所児童数が今年度でちょうど55人おられて、この中で御兄弟がおられるのが8人ということで今回の調査ではわかっており、この8人が来年度以降の対象になるということになります。

今後の予定といたしましては、国の幼児教育無償化によりまして、ことしの10月1日から、3歳から5歳につきましては、保育の必要性、両親であるとかお母さん、お父さん働いておられる等々であれば、上限が3万7,000円を限度として保育料の補助が新設されるということになっております。これにつきましては、また後ほど御説明いたします。

戻っていただきまして、予算調書の156ページをお開きください。

次に、事項、児童福祉施設整備費は、認定こども園を整備するための経費で、2カ所の認定こども園の新設分でございます。

1カ所目は中郷3丁目、育英小学校の近くでございます市有地を活用いたしまして、社会福祉法人諏訪福祉会が建設いたします「仮称せんだいこども園セカンド」で、1号認定、幼稚園の部分で35人、2号・3号認定、保育園の部分で85人の合計120人の定員を予定しております。二つ目が、田崎町のスーパータイヨーの近くに、社会福祉法人清流福祉会が建設いたします「川内こども園」で、1号認定分で10人、2号・3号認定で60人の合計70人定員を予定しておるところでございます。

現在、国・県と協議を行っておりまして、今後の予定といたしましては、4月の国の内示を受け次第、設計・建設を開始いたしまして、来年3月完成予定で、来年度の4月1日開園を予定しておるところでございます。——ああ、「来年度」、

失礼しました。平成32年度になります。

あけていただきまして、157ページ。

事項、幼稚園就園奨励事業費は、施設型給付に移行しない私立幼稚園に就園する園児の保護者負担軽減に係る経費123万4,000円でございます。

保護者負担の格差解消を図るため、世帯の所得状況に応じ補助するものと、多子世帯の経済的負担軽減のため補助金を交付するものでございます。

事項、利用者支援事業費は、子育て家庭等に対しまして必要な情報提供や相談援助を行い、利用ができるよう関係機関等との連絡調整に係る経費427万2,000円で、主なものは、利用者支援事業業務嘱託員2名の報酬でございます。

あけていただきまして、158ページ。

事項、保育対策総合支援事業費は、保育士の確保に必要な措置を講じるための経費4,186万9,000円で、保育士の事務補助を行う臨時職員等を雇用する経費と、保育の質の確保・向上を図るために必要な防犯カメラ等の備品等の購入を支援する経費でございます。

次の、児童手当福祉費は、中学校修了まで支給される児童手当給付に係る経費17億2,000万円、全額扶助費でございます。

あけていただきまして、159ページ。

事項、児童館費は、放課後児童クラブの管理運営等に係る経費2億9,082万2,000円で、経費の主なものは、放課後児童クラブ運営補助金につきましては33の児童クラブの運営に関する放課後健全育成事業補助金と——36です、済いません。次の、放課後子ども環境整備事業費は1カ所の新規児童クラブ設立に係る補助金、次の放課後児童クラブ支援事業補助金は障害児を受け入れる児童クラブに対する補助金等でございます。次の、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金は、平日に6時30分を超えて開所しており、家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置した場合で、平成25年度の賃金と比較して改善された額、あくまでも差額分を補助するものでございます。

一つ飛んで、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業補助金は、平成31年度からの新規事業で、放課後児童支援員に対しまして、経験年数や研修実績等に応じた段階的な賃金改善に必要

な経費の一部を補助するものでございます。

最後、放課後児童クラブ運営補助金は、小規模児童クラブの運営補助と既存児童クラブとの改修費を補助するもので、市の単独補助金となっております。それ以外は国県補助で、いずれも3分の1補助となっておりますのでございます。

次の事項、保育所運営費は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法の教育・保育施設事業の運営に係る経費及びへき地保育所の運営に係る経費40億2,967万円でございます。

経費の主なものは、へき地保育所関係では下駄の保育所業務嘱託員報酬、それと里の管理代行委託等、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所等の運営費の扶助費でございます。

あけていただきまして、160ページ。

事項、母子対策事業費は、一人親家庭等に対する援助に関する経費7,915万3,000円で、経費の主なものは、一人親家庭等医療費助成に係る医療費集計機関審査手数料、母子寡婦福祉会運営補助金、そして母子寡婦家庭自立支援給付金は、就業に必要な能力開発や資格取得を支援するもので、自立のための教育訓練等を受けた母親等に支給するものでございます。また、一人親家庭等医療費助成は、母子・父子世帯及び父母のいない子どもを養育している家庭の医療費を助成するものでございます。

事項、児童扶養手当福祉費は、児童扶養手当法の支給要件に該当する世帯に対する手当に係る経費5億5,940万円で、業務委託料につきましては、児童扶養手当法の改正が今年度ございまして、支給回数が年3回から年6回に本年の8月支給分から改正されます。これに係るシステム改修費でございます。ほかは、全額扶助費の手当総額でございます。

あけていただきまして、161ページ。

事項、子ども医療費助成費は、子ども医療費助成事業に係る経費4億284万2,000円です。

医療費集計機関等審査手数料と医療費助成の扶助費、県の補助対象事業分、未就学児の課税世帯分と小学生から高校卒業月までの18歳までを無料とする市の単独分、それに未就学児のうち市民税非課税世帯に対する窓口負担の無料化分、現物給付分でございます。

引き続き、歳入の主なものについて御説明申し

上げます。

予算書は34ページから42ページになりますが、予算調書36ページをお開きください。

負担金民生費負担金2億5,334万7,000円は、児童福祉費負担金で、保育所保護者負担金、保育料が主なものでございます。

一つ飛んで、国庫負担金民生費負担金33億410万9,000円は児童福祉費負担金で、児童扶養手当、保育所運営費、児童手当等に充てるものでございます。

なお、10月から実施予定の幼児教育無償化に要する経費のうち、平成31年度予算分については国が全額負担予定でございますので、保育所運営費負担金については増額分を計上しております。

次の、国庫補助金民生費補助金4億9,375万1,000円は、児童福祉費補助金で、認定こども園整備に充てるもの、児童クラブ・地域子育て支援センター事業などの13の地域子ども・子育て支援事業に充てる子ども・子育て支援交付金が主なものでございます。

一つ飛びまして、37ページをおあけください。

県負担金民生費負担金11億2,656万8,000円は、児童福祉費負担金で、保育所運営費、児童手当等に充てるもの、次の県補助金民生費補助金2億6,689万5,000円は児童福祉費補助金で、保育対策総合支援事業補助金は保育士確保と保育の質の充実のために充てるもの、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金は、1号認定、幼稚園に係る施設型給付費に対する補助金でございます。ひとり親家庭医療費助成事業補助金、児童クラブ運営等に充てる子ども・子育て支援交付金が主なものでございます。

次の、県補助金衛生費補助金5,166万7,000円は、衛生費補助金分の乳幼児医療費補助金でございます。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（成川幸太郎） 一人親家庭等に対する支援の経費ということで、一人親家庭等の医療費助成金が含まれる。その後に、子どものこれは助成とは全然違うわけですね。子どもの無償化の分とは違うわけですね。

○子育て支援課長（知識伸一） はい。

○委員（成川幸太郎）これ全額なのか、どの程度の補助がされた。

○子育て支援課長（知識伸一）ひとり親家庭医療費助成でございますけど、代表的なあれですと母子家庭ですとか、そういう方がいらっしゃるんですけど、これは18歳までのお子様の医療費を助成するもので、子どもさんにプラス親の方も補助になります。

子ども医療費につきましては子どもさんだけで、ゼロからやはり18歳ということで、そこが、親の方が対象かどうかというのがちょっと違うところになります。

○委員（成川幸太郎）そのさっき言いました補助率は、100%なんですか。何、全額無償になるのか。

○子育て支援課長（知識伸一）はい。県費負担でございまして2分の1、県が2分の1、市が2分の1ということになっております。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議案第32号平成31年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑は全て終了いたしましたので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）生活福祉委員会資料の48ページをお開きください。

幼児教育無償化に向けた国方針の概要についてを御説明いたします。

現在、国会において予算審議中でございまして、確定ではございませんが、国資料がございまして「幼児教育無償化に向けた国方針の概要について」というのがありましたので、こちらのほうで、私のほうも余り情報は、これしか持っていないんですけど、これで説明させていただきます。

まず、1番目、対象者・対象範囲ということで、（1）から（3）まであるんですけど、まず（1）「幼稚園、保育所、認定こども園等」でございまして。

これにつきましては、3歳から5歳の方。幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、それから企業主導型保育ということで利用料無償化ということで、まあ幼稚園、保育所、認定こども園はあれなんですけど、地域型保育所といいまして小規模の事業所さん、それから市民病院さんなんかの事業所保育所が幾つかございます。それと、企業主導型というので、済生会病院さんが「なでしこ保育園」というのをなさっているの、そちらのほうの対象になります。こちらが、利用料が無料ということになります。

制度の対象とならない幼稚園、これは、もう本市においてはございませんので、近隣ももうことで全部、来年度からは新しい制度に移るみたいで、一番あれが、宮之城聖母さんとかあるんですけど、そちらのほうも新しい制度になりまして、ほぼもう新制度ということになります。

それから、開始年齢でございまして。原則、小学校就学前の3年間を無償化ということになっております。ただし、幼稚園については満3歳から無償ということで、今、幼稚園に入るのが満3歳にならないと入れないというようなシステムになっているものですから、幼稚園さんだけは3歳のときからということで、保育園さんは残念ながら4月1日の年齢でいくものですから2歳9カ月であれば1年待っていただくという形になると思います。

それと、保護者から実費で徴収している費用があるんですけど、これはもう当然、無償化の対象

外ということで、食材料費については、保護者が負担するという考えを国のほうは持っておられまして、一つだけあれするのが、保育園さんで3歳から5歳は給食が出ているんですけど、副食を出しております。お弁当の主食は持ってきていただいているんですけど、その副食分が今無料にならないという形で、今聞いているのはそういうところでございます。保護者が負担する考えを維持ということになります。

それから、3歳から5歳は施設による実費徴収を基本ということで、低所得者等の副食費、今言いました、2号認定の3歳から5歳ですけど、これ年収が360万円程度の方々のところは無料にしようということで、国のほうで今方針が決まっております。

それとあわせて、ゼロから2歳は、上記の施設を利用する、住民税が非課税であればゼロ歳から2歳も無料になるという形になる予定でございます。

(2) 番目です、「幼稚園の預かり保育」。

保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園の教育時間に加えて、預かり保育の利用実態に応じて利用料を月額1万1,300円までの範囲で無償化ということで、幼稚園は大体9時から2時とかそんなパターンなんですけど、お父さん、お母さんが働いていらっしゃる場合なんかは、保育が必要だという認定を受ければ、一つの例ですけど、6時までの一時預かりという制度があるんです。そちらを使いました場合は、3万7,000円の差額ですね、2万5,700円との差額の1万1,300円を超えるところまでは国が支給するというふうにならているみたいでございます。

(3) 「認可外保育施設等」でございます。

これも3歳から5歳、保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均が3万7,000円ということで、これが、利用料が無償化ということになります。

認可外保育施設のほか、一時預かり、それから病児保育及びファミリー・サポート・センター事業を対象ということで、詳細はまだ来てないものですからちょっと、次ぐらいで御説明できると思いますので、こういう形で国は考えておられるみたいです。

それから、二つ目、ゼロから2歳、保育の必要があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象としては、4万2,000円まで認可外保育施設等を使う場合は利用料が無料になるということになります。

次のページです。

財源でございます。

財源のあり方ということで、自治体の負担軽減に考慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本ということで、消費税増税分を活用し必要な地方財源を確保ということでうたわれております。

負担割合が、国2分の1、県・市4分の1ということになっております。

(2) 「財政措置等」ということで、初年度、ことしの10月から来年の3月までの2019年分につきましては全額、国で見るという形になっております。

あと、事務費につきましても、初年度と2年目は国が見るということで、あとシステム改修費につきましても国が対応するというで聞いております。

あと、4番目「就学前の障害児の発達支援」ということで、就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについて、つくし園等に入っているのって、それから保育園に入っているのって、それから保育園に入っているのって、利用料が無償化ということで、両方とも行っておられた場合は両方とも無償になるということで聞いております。

ことしの10月の1日ということで。

最後に、本市が国の幼児教育無償化の一部を先行して実施しております、まず、1号認定の6,600円に統一しました幼稚園の月謝でございますけど、これは3歳から5歳が国が無償化になりますので、そちらのほうに制度が変わることになります。二人目半額、3人目無料もやっておるんですけど、3歳児から5歳児さんについては役目を終えるという形になります。ゼロから2歳児については、年収が360万円未満の世帯を除きまして、本市の制度が国の制度より一つ先のほうの、少しでも安くなるような形で第2子半額、第3子を継続という形になります。

○委員長(中島由美子) ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（永山伸一） 済いません。本会議でも申しましたように、その無償化というのはもう本当に、この日本の少子化対策としては、これはもう必然的なことだろうとは認識はしているんですが、来年度以降、今ありましたように負担割合を求めていくということですので、これもまだ6団体との協議中ということでもあるんですが、その負担割合があるにしても、その負担割合を交付税措置対象とするなど、いろいろ方法論はあると思うんですよ。

そういう部分を、こないだも、先日も申し上げましたとおり、担当課としても、近隣市町村ともやはり協議をしながら首長に対してやっぱり強く申し上げ、首長は首長でやっていくという答弁はいただいたんですけども、そこは担当課としても近隣とやっぱり協力し合いながら、財政負担が、これ以上、ならないような形で取り組んでいただきたいということを意見として申し上げておきます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） この給食費の負担、実費化ということで、ケースによっては無償化前と比較して利用者の負担がふえるケースがあるということが全国的なニュースで流れているんですが、本市については、そういうケースはあり得ないというふうに考えてよろしいんですかね。

○子育て支援課長（知識伸一） この給食費というのが出たのがつい最近でございまして、まだこちらのほうでもちょっと把握はしていないんですけど、出るとすれば、今360万円を境に、無料と。自分の実費という形になりますので、そこあたりのところが調査をしてみないとちょっとわからない状況でございます。

○議員（落口久光） 済いません。今、施設を増設していただいているということで、来年度末、まあ再来年度の頭でもいいんですけど一のところで、2号・3号の定員を、目標を何人ぐらいに持っていていいのか。「保育士さんの人数がわからないので」でなくて、目標値としてはどういうふうに持っていこうという考えなのか、教えてい

ただけますか。

○子育て支援課長（知識伸一） 今、毎年少しずつですけど、定員はふやしておるところでございます。

ことしの平成30年度で2,576人ということで定員が今あるんですけど、ことし、今、みくに幼稚園さんが来年度までかかるんですけど、そこで1号と2号と、ちょっとごめんなさい、そのところが私あれなんですけど、40人ぐらい、まずふえます。それから、すわ保育園さんで、2号・3号で75人ふえます。それから、入来の内川内こども園さんで60人ふえますので、150名以上はふえる計算でございます。

我々も、少子化のほうも実際だんだん来ておりまして、そのバランスを見ながらなんですけど、今回は、いつもは財政事情やらあってなかなか一つとこだわったんですけど、無理を言いまして二つお願いしているところで、これで、2,500人、250人ですから、定員でいいますと2,700人ぐらいで考えておるところでございます。

○委員長（中島由美子） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） では、質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。

△委員会報告書の取り扱い

○委員長（中島由美子） 以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては委員長に一任いただきたいと思います、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉会中の委員派遣の取り扱い

○委員長（中島由美子） 次に、閉会中の委員派遣の取り扱いについてお諮りします。

現在のところ、閉会中に現地視察等の予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思います。

ついては、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

△閉 会

○委員長（中島由美子） 以上で、生活福祉委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 中 島 由美子